上越市地域防災計画の修正概要

令和8年10月

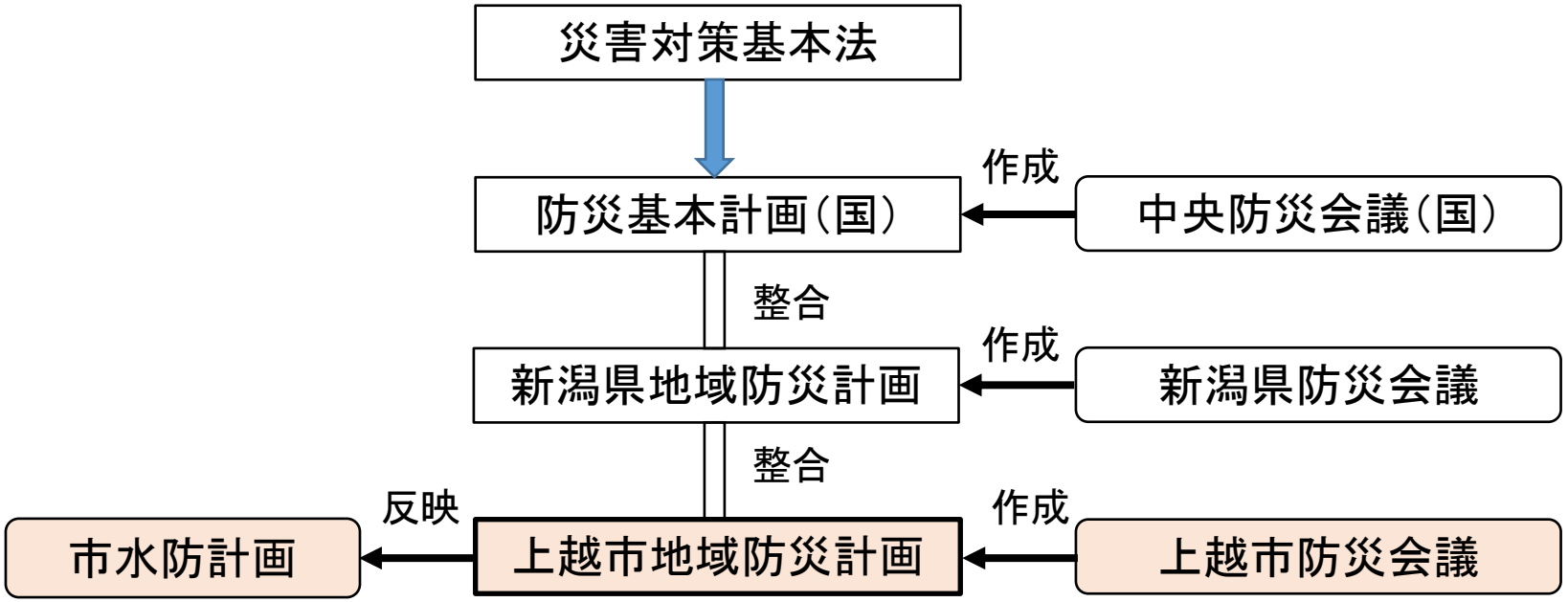
防災危機管理部　市民安全課

上越市地域防災計画について（1/2）

1　計画の位置付け

上越市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守るため、上越市防災会議が作成する災害全般に渡る基本計画である。

国や県の防災計画と整合を図りつつ、災害経験等を踏まえ修正を行う。

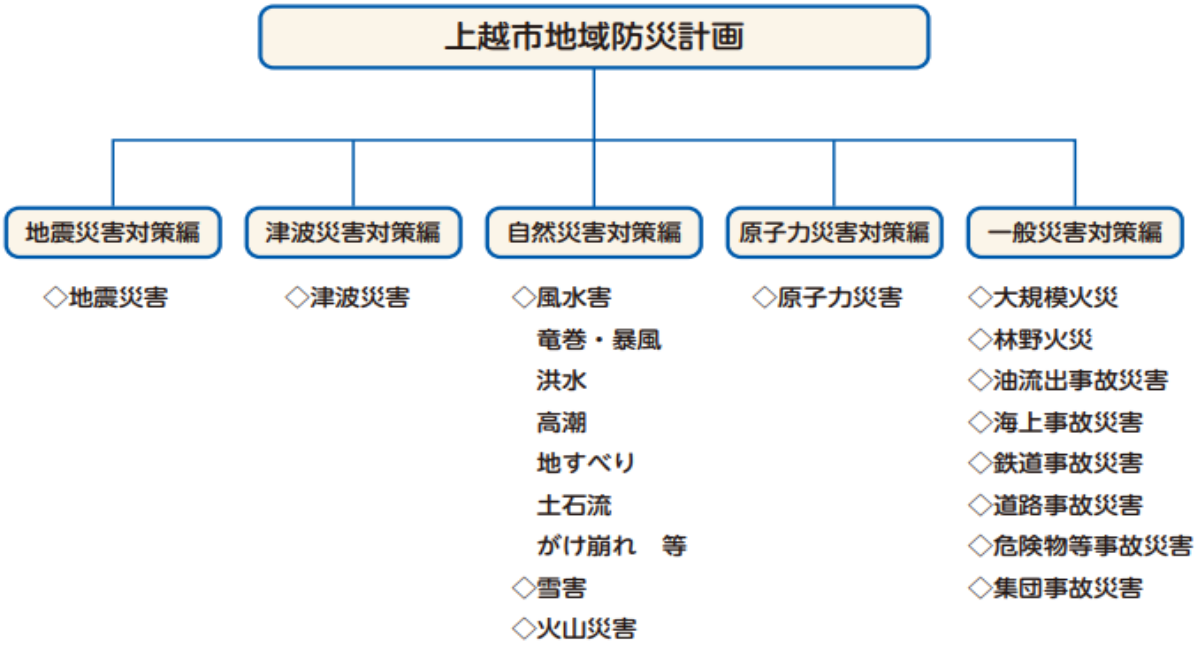


上越市地域防災計画について（2/2）

２　計画の構成

上越市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「自然災害対策編」、「原子力災害対策編」、「一般災害対策編」の5編で構成。

防災関係機関や市民・地域の役割を定め、災害を防ぐための「予防計画」や災害が発生した時の「応急対策計画」、「復旧・復興計画」について、それぞれが役割を果たしながら災害に強いまちづくりに向けた対策を定めている。



経緯・主な修正概要

１　経緯

国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正、当市における令和6年能登半島地震の検証を踏まえ、各編において所要の修正を行うもの

２　主な修正概要

⑴　新潟県地震被害想定調査報告書を踏まえた修正

・令和4年3月に県が公表した地震被害想定の反映

⑵　令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正

・令和5年5月及び令和6年6月の防災基本計画の反映

・令和6年能登半島地震を踏まえた県防災対策検討会報告書の反映

⑶　当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正

⑷　その他

※令和8年3月に県が修正した計画の反映は、次回の修正とする。

(1) 新潟県地震被害想定調査報告書を踏まえた修正

令和4年3月に県が公表した地震被害想定の反映

・Ｆ41（上越・糸魚川沖）断層の追加
・高田平野西縁断層帯の更新
・高田平野東縁断層帯はH18市調査の結果を継続

現在の地震被害想定	F41（上越・糸魚川沖）断層	高田平野西縁断層帯（H18市調査）	高田平野東縁断層帯（H18市調査）
地震の規模	想定なし	Ｍｊ6.8	Ｍｊ7.5
当市への影響		建物全壊 18,572棟 死者 1,009人 負傷者数 2,559人 避難所生活者 22,242人	建物全壊 6,084棟 死者 286人 負傷者数 1,708人 避難所生活者 11,776人

新　規　　更　新　　継　続

修正後の地震被害想定	F41（上越・糸魚川沖）断層（R4県調査）	高田平野西縁断層帯（R4県調査）	高田平野東縁断層帯（H18市調査）
地震の規模	Ｍｗ7.6	Ｍｗ6.8	Ｍｊ7.5
当市への影響	建物全壊 20,042棟 死者 1,161人 負傷者数 9,828人 避難所生活者 29,930人	建物全壊 8,859棟 死者 472人 負傷者数 4,667人 避難所生活者 12,386人	建物全壊 6,084棟 死者 286人 負傷者数 1,708人 避難所生活者 11,776人

・Ｍｊ…気象庁マグニチュード、Ｍｗ…モーメントマグニチュード

⑵　令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正（1/2）

新潟県地域防災計画の修正を反映

※主な項目を抜粋

○避難所運営の充実

・可能な限り避難所開設当初からパーティション、段ボールベッド等の設置を明記

（地震災害対策編、自然災害対策編）

・栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯設備への配慮を明記

（地震災害対策編、自然災害対策編）

・女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営体制の構築を明記

（地震災害対策編、自然災害対策編）

・避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本とした家庭内備蓄等の促進を明記

（地震災害対策編、自然災害対策編）

⑵　令和7年10月に県が修正した計画を踏まえた修正（2/2）

新潟県地域防災計画の修正を反映

○地震・津波等避難対策
・ハザードマップや避難に関する情報の継続的な住民周知を明記
（地震災害対策編、自然災害対策編）

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
・在宅避難者、車中泊避難者に対する情報や物資の提供を明記
（地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編）

○孤立地域対策
・地域の役割として、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めることを明記
（地震災害対策編、自然災害対策編）

○原子力災害対策
・発電所に異常がないなどの安全情報を含め、事業者が情報連絡することを明記
（原子力災害対策編）

⑶　当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正（1/2）

当市が公表した津波災害対応の検証結果を反映

課　題	計画への反映
・津波を恐れ多数の人が車で避難し、道路が渋滞した。	・Ｊアラートの緊急放送は「避難指示」であり、津波発生時は緊急避難場所や浸水被害が想定されない地域へすぐに避難する必要があることなど、避難に関する基本ルールについて市民に正しい知識の普及を図ることを明記
・津波から避難行動要支援者等が「徒歩」で避難するには限界がある。	・避難行動要支援者等に限り、自動車による避難も選択肢とすることを明記 ・町内会や自主防災組織と避難行動を検討し、地域別避難行動計画や個別避難計画に反映することを明記

⑶　当市における令和6年能登半島地震検証を踏まえた修正（2/2）

当市が公表した津波災害対応の検証結果を反映

課　題	計画への反映
①防災行政無線による避難の呼び掛けが誰に向けて発信したものなのか分かりづらかった。 ②市外からの来訪者がどこに避難すればよいか判断することが難しかった。 ③発災後の被害状況等について、きめ細かな発信ができなかった。	①防災行政無線により津波からの避難を呼び掛ける際は、予想される津波の規模、避難の必要性がある人、具体的な避難行動を伝えられるよう、放送内容を明確にすることを明記 ②民間事業者から主体的に適切な避難方法を呼び掛けていただくなど、協力関係の構築に努めることを明記 ③市民に対して、市ホームページや安全メール、市公式ＳＮＳ、防災行政無線伝達システムなど様々な情報収集ツールを用いて、避難者への伝達を行うことを明記

⑷　その他

津波災害対策編における地震災害対策編の準用

津波は地震を原因とすることが多いため、地震対策の記述を多数引用している。「津波災害対策編」において「地震災害対策編」と対応が重複する箇所について、県や他市の計画に倣い、「地震災害対策編を準用する」という表現を使い、記載を簡略する。

（記載例）

具体的な計画は、地震災害対策編　第2部第1章「第4節　集落孤立対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

文言等修正

- 「土砂災害危険箇所等」を「土砂災害警戒区域等」に修正
- 「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に修正　等